

新潟県条例第54号

新潟県万代島駐車場条例の一部を改正する条例

新潟県万代島駐車場条例（平成13年新潟県条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後				改 正 前			
別表（第3条、第9条関係）				別表（第3条、第9条関係）			
区 分		単 位	使用料	区 分		単 位	使用料
(略)				(略)			
普通駐車	大型車	1日につき 1台	2,060円	普通駐車	大型車	1日につき 1台	2,000円
	定期駐車券による 駐車		1月につき 1台		10,800円	定期駐車券による 駐車	
備考 (略)				備考 (略)			

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定（大型車の普通駐車に係る部分に限る。）は、この条例の施行の日以後における使用に係る使用料について適用し、同日前における使用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 改正後の別表の規定（大型車の普通駐車に係る部分を除く。）は、この条例の施行の日以後納入すべき使用料について適用し、同日前に納入すべき使用料については、なお従前の例による。